

平成25年度（第8回）

串本町農業委員会定例会会議録

平成25年11月11日（月）

第8回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成25年11月11日（月）午前10時00分～
場 所 串本町文化センター2F A会議室
招 集 者 串本町農業委員会会長 岡田嘉治
議 事

- 第33号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について
- 第34号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第37号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について
- 第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第39号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第40号 農地法第3条の規定による許可申請について

出席委員

1番 赤埴満夫	2番 岩谷吉啓	3番 岡田嘉治	4番 尾鷲壽夫
6番 吉川きり子	7番 小山喜行	8番 坂田莞爾	9番 阪田洋好
10番 地當博巳	11番 芝崎憲年	12番 杉本正幸	13番 鈴木利朗
14番 竹田敏明	15番 角 是明	16番 中峰 聖	17番 中村省一
18番 西 謙讓	19番 西 豊	20番 東地寧司	21番 平崎茂樹
22番 吉井孝夫			

欠席委員

なし

出席した職員

平松・森嶋・松山

会議に入る前に、事務局から各委員に対して、以下の3点について報告。

- ①本日午後から予定している那智勝浦町での農業委員研修について
- ②第7回委員会において、議案取り下げとなった議案第33号及び34号についての説明。
- ③第7回委員会において、質問があった「農地法3条における下限面積の例外」についての説明

議 長 皆さんおはようございます。
それではただいまから、平成25年度第8回串本町農業委員会定例会を始めます。
本日欠席届の出ている委員はございません。本日の会議録署名委員は、2番の岩谷委員、4番の尾鷲委員を指名します。本日の議案は8件となっております、どうぞよろしく申し上げます。
それでは早速議題に入ります。議案第33号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査委員の報告をお願いします。

尾 鷲 委 員 4番、尾鷲です。

議 長 4番、尾鷲委員。

尾 鷲 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、先程の事務局からの趣旨説明並びに現地調査について質疑等ありましたら伺います。質疑のある方ございませんか。

なしの声。

議 長 無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りをします。本案については、原案通り承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数により本案は承認可決されました。
次にまいります。議案第34号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査委員の報告をお願いします。

西 委 員 19番、西です。

議 長 19番、西委員。

西 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、先程の事務局からの趣旨説明並びに現地調査について質疑等ありましたら伺います。質疑のある方ございませんか。

なしの声

議 長 なしの声がございますのでここで質疑を打ち切ります。お諮りを致します。本案については原案通り承認可決することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数により本案は承認可決されました。次へまいります。
ここで当事者である尾鷲委員の退席を命じます。

(4番尾鷲委員退席)

議案第35号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査委員の報告をお願いします。

西 委 員 19番、西です。

議 長 19番、西委員。

西 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、先程の事務局からの趣旨説明並びに現地調査について質疑等ありましたら伺います。質疑のある方ございませんか。

芝 崎 委 員 11番。

議 長 11番、芝崎委員。

芝 崎 委 員 申請者は牛を飼育しているという説明を受けたんですが、計画書などは提出されていないのでしょうか。もし提出されていれば概略から説明して頂きたいのですが。

議 長 事務局。

事 務 局 本人から畜産業経営に係る計画についてということで、農業委員会あてに提出されておりますので、A4の1枚ものですが朗読させていただきます。

①畜産業は、かつて中山間地域や離島等の基幹的な農業部門のひとつとして、地域経済の活性化に重要な役割を果たしてきたといわれていますが、近年の経済情勢や、畜産経営をめぐる環境の変化によって厳しい状況が続いています。しかし、昨今簡易放牧による遊休地管理が全国的に大きく注目され、農林地の保全と畜産の振興を進める取り組みとして期待されています。

②3年ほど前に、畜産業における繁殖農家（母牛を飼育して交配させその子牛を売る農家）の経営を目指して、各関係機関（紀南家畜保健所東牟婁支所・下里、畜産試験場・見老津）に相談、指導を受けながら計画を進めて来ました。現在は、2頭の牛（23ヶ月）を飼育し、12月末には子牛の誕生が予定されています。また、11月末には、畜産試験場から1頭購入を予定しています。飼育内容、経営方法については紀南家畜保健所東牟婁支所に指導を受けていますが、その一取り組みとして、飼料代のコスト削減策として、自己所有農地の休耕中の期間を利用して、草資源を飼料としての活用を

計画しています。（現在、遊牧場所が飛び地となっているのは、草資源を有効に利用するために距離がある場所となっています。）肉用牛繁殖経営は、子牛出荷までの生産期間が長いと資本回転率が低く多額の運転資金を必要とし、子牛価格の変動の影響を受けやすいという特徴を有していますが、生産性の向上を図り経営安定を目指したいと考えます。また、将来的に、畜産事業の本格化の目途がつけば農地を採草放牧地としての転用も計画しています。以上です。

議長 よろしいですか、他にございませんか。

小山委員 7番。

議長 7番、小山委員。

小山委員 片田の1221番というのはふけただと思んですが、議案33号の時に1227番は湿田で農業用機械が入らないということでしたが、申請者は耕作したくとありますが、何を耕作するのですか。

議長 事務局。

事務局 牧草です。

小山委員 昨年にもこの方はこの辺りを購入したと思んですが、僕らも滅多にあの辺は行きませんが、ずっと草生えたままになっていると思んですが。

事務局 委員言われたように33号で片田1227番を非農地ということでその場所から近くて似ているんですが、道路を挟んで左側の方は湿田で機械が入らないという状況ですが、右側は現地調査員の説明にもありましたようにまだ何とか機械が入ります。皆さんにして頂いております荒廃農地調査においても、右側と左側ではそのような結果となっておりますので、そういった認識でおります。

議長 よろしいですか。19番。

西委員 大体今事務局言われたように、1221番と966番のこの辺りが境目となっております。この辺は僕も昔機械で耕したことがあるのですが、や

ろうと思えばできると思います。ここより山側は沼田で機械は難しいです。

議長 よろしいですか。他にございませんか、無いようでしたら私の方から少し補足をしておきます。先程事務局から説明のあった畜産に係る計画書ですが、最終的にどれだけの規模にするのか、どれだけの面積を必要とするのか、そういったことには全く触れられておりません。やはり最終的にいつ頃、どのような規模でしたいのか、もう一度計画書というのを出し直してもらわないといけないのではないかと考えます。過去に串本町田原で一区画の大きな土地を買い占めるというのがありました。結局農地としては利用されずに、県からも色々と指導がされたという事がありました。そのように二の轍を踏まないようにということで、再度きちっとした計画書を出してもらったらなあというふうに思います。そういったことも踏まえおいて下さい。他にございませんか。

2番、岩谷委員。

岩谷委員 今会長言われたように、是非きちっとした計画書を出してもらいたいと思います、以上です。

議長 他にございませんか、無いようですので質疑を打ち切ります。お諮りをします。本案については原案通り承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声がなし(沈黙))

議長 21番。

平崎委員 会長の話を聞くと、きちっとした計画書が出てくるまでは、農業委員会として計画書が出てくるまで申請書を受け付けること自体おかしいのではないかと。現地調査をしてここで承認するという事については矛盾するのではないかと。

議長 答えになるかどうか分かりませんが、一応こういった申請が出て来た場合には法的にダメとか言う事でなければ、受付けをして皆さんにこうしてお諮りをするという事になっております。最初この方から申請書が出て来た時には、皆さん他の議案と同じように議論したと思うんですが、次第に次から次へと申請が出て来まして、少し数字をひろって見たんですが、今まで申請者がこうして譲り受けた件数については、75筆の15788㎡に達しており

ます。一番最初に申請が出て来たのは、24年の7月です。その頃から考えて、今になってちょっとおかしいんじゃないか、本当にやる気があるのかというような疑問も皆さんおそらく持たれていると思います。やはりきちんとしたものにしていけない、計画書を出してもらって、やろうという気持ちがあるのかどうか、皆さんに判断して頂くために、計画書はいると考えます。もう一つ分からないという事があれば、事務局あるいは皆さんの方で調査して頂いて、判断して頂きたいと思います。そのように考えています。

平崎委員 中身的にもう一つはつきり分からないから、再度計画書を出せということなのに、その計画書を見ずにそのまま可決してもダメなのではないか。事務局の方でそのまま議案にのせてするのではなくて、もう少しきちっと調査してからするべきだ。

議長 はじめのうちは申請書のとおりで、何ら疑問を持つ委員はなかったと思います。しかし1年経つうちに15700㎡を超す面積になってきて、これで良いのかというのを皆さん思いだしたと思うんです。その時点で、計画書という話を申請者にしましたが、提出されたものは具体的なものではないので、さらに詳しい計画書を求めようではないかという事があります。

17番、中村委員。

中村委員 前回の時だったかと思うんですが、誰の土地か分からないということよりも、地元の方で耕作してくれるならということと賛成したかと思えます。しかしもし本当に牛を飼うなら、他に空いたところがいっぱいあるんだから、ここしか空き地がないというのであれば分かるんですが、原野化しているような場所をわざわざ選ぶというのがおかしい。後継者がいるのかどうか分かりませんが、今後本当に牛を何十頭と増やしていくのか、本当にやる気があるのかどうか疑問に思います。

議長 10番。

地當委員 農業委員会で可決されたら、どれだけの期間で耕作しないといけないという法令があるんですか、ないんですか。

事務局 特に具体的に法令で定められた期間というのはありません。社会通念上とか常識的なところで、1年であるとか2年であるとかそれぞれの農業委員会として判断されるころだと思います。

地 當 委 員 このように面積が非常に大きくなってきている以上は、事務局の方でもう少し検討する必要があるように思います。

事 務 局 長 会長言われたように、申請書が提出されれば現地調査をして法令に反していない限り、審議するという事になるかと思えます。何を根拠として疑問視するのかということもありますので、慎重にしないといけないかと思えます。委員の皆さんが再度詳しい計画書を提出された後に、判断すべきということであれば、今回は一旦据え置いてすることも1つかなあと思えます。

事 務 局 会長の方から去年から積算して15700㎡という説明もありましたが、同じ申請者の方なのでそういったトータルで考えないといけないというのは自然なことかも知れませんが、原則としては個別の議案でそれぞれ許可不許可の判断をして頂いております。今回の案件につきましては、1221番と966番は隣接しており、もともと申請者が所有していた土地もあり昨年申請者が3条申請で買い求めた土地でもあり、辺り一帯は申請者の名義が多くなっております。そういったことから利用しやすいという客観的な合理性がありました。そして玉蔵院につきましても、ここは申請者の自宅奥でまさに現在牛を飼っている牛舎のある場所の奥であります。以上のことから、この3筆については、客観的に見て合理性があると思っております。合理性があろうがなかろうが、書類が整っておれば一応受け付けをして議案とするわけですが、個別にこの案件を見た時に、全く事務局で何の審査もしていないのかというわけでもないと思えます。

地 當 委 員 先程から言われているように、計画書を提出してほしいという事は言えるわけですか。

事 務 局 法律に則って3条申請に添付書類としているのかどうかといいますと、疑問なところはあると思えますが、農業委員会が必要と求めた書類ということで求めていくことはできると思えます。

議 長 2番。

岩 谷 委 員 やっぱりここまでの面積になってくると、判断材料として計画書は必要となってくると思う。現在牛が2頭で今後4頭になると言っても、何のためだけにそれだけの土地がいるんなどということになってくると思う。先程議長から異議ございませんかという問いかけに対しても、誰も返事が無かったという

事もありますので、具体的な計画書が出てくるまで保留という形でどうかと思います。

議 長 保留は出来ると思います。8番。

坂田委員 計画書といっても、本人は難しいんじゃないかなと思います。以前、先程会長が言われた田原の大きな土地をある人が買おうとしたときに、この人には絶対売らないというような人も中にはいた。今回計画書が出て来て、この辺り一帯を利用したいという計画が来たときに、話をまとめるために事務局なり農業委員なりが協力するというようなことはできないのか。荒らした土地を買い上げて耕作してくれるのだから良いのではないかという考えもある。

計画書を出せと言っても、本人は無理なんではないか。質疑はもう打ち切っているわけなんですね。

事務局 この方の案件については面積も大きいので突出していますが、基本的には審議するにあたって平等性というのは常に念頭におかなければならないと思います。同じ内容でこの方にはそのままいったけど、別の方にはこの書類を出さないとダメですというわけにはいかない。計画書を求めていくというのは農業委員会の判断として選択肢の一つだと思いますが、より厳しい審査を行う場合には、何を根拠にというか、慎重に行うべきだと思います。

議 長 計画書を出さないといけないというわけではない。ただ皆さんが判断するために判断材料として出してもらいたいと思います。事務局言うように、俺は出すの嫌やというかもしれない。これは今すぐに言って結論出る問題でもないと思う。皆さんの意見を聞きたいと思います。

18番。

西委員 まず先程の坂田委員の意見ですが、農業委員が計画をサポートするというのは少し無理があると思う。営農指導的な事からということになると思うが、そこまで農業委員や事務局がやることではないと思います。

それと、この35号議案単体で見たら、問題ないと思う。しかし今までの経過を踏まえると疑義が出てくると思う。先程事務局が計画書を読み上げたけども、それは計画書ではない。計画書といえば具体的な数値が出て来たものだと思う。それと計画書だけで判断するのではなく、時系列でそ

の進捗度というのも踏まえて判断しないといけないと思う。でないと計画書を出されたら、許可せざるを得ないようになってくる。チェックしながらやっていかないとその人の意思というものは分からない。計画書出されて、その計画書がダメだなんて言えないし、そんな根拠はどこにもない。だから計画書だけではダメだと思う。この議案単体であれば問題ない。

議長 確かにその通りです。単体であれば問題ない、しかし今までの経緯を踏まえるとなかなか承認できないという皆さんの考えだろうと思います。
どうでしょう、皆さんが承認できないということです、一旦保留にするということで。

坂田委員 牛1頭に対して、採草地は1丁やったか1反やったか、面積的にそういう根拠があれば。採草地というのは年に1回すれば良いのか。

議長 14番。

竹田委員 昨年の7月から今までずっときて15700㎡ということになってきているわけですね。昨年の7月以降の土地の分について、1つの地図に示してもらえないか。単体でこことこことと言われても非常に分かりにくい。関連性を持たして、1枚の地図にあれば判断しやすい。そういう資料がほしい。

議長 事務局できますか。

事務局 それはできます。精度はまああれですが。

議長 18番。

西委員 計画書については、これからの計画書だけではだめだと思う。今まで買い求めた土地の進捗も含めた計画書にしてもらわないと。

議長 17番。

中村委員 西委員言われるように、今までの場所について何回草を刈ったのか等、そういったようなことについても書いてもらわないと。

議長 地図については事務局で準備できるとして、計画書については申請者に

求めていっても、なかなか提出してくれにくいという面もあります。しかしこのままでは皆さん判断つきませんので、この議案第35号については保留という扱いにしたいと思います。それで異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 議案第35号については、保留と決定致しました。
尾鷲委員を呼んで参りますので、しばらくお待ちください。

(4番尾鷲委員入室)

それでは議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査委員の報告をお願いします。

尾 鷲 委 員 4番。

議 長 4番、尾鷲委員

尾 鷲 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。
暫時休憩します。

議 長 休憩を閉じ会議を再開します。
2番。

岩 谷 委 員 先程の35号議案で、計画書が出るまで保留という決定をしました。この36号議案についても申請者が同じ方ありますので、35号同様に保留ということにしてはどうでしょうか。

議 長 8番。

坂 田 委 員 この譲渡人の方は大阪在住ですね、これは通したったらどうかと思いますが、どうでしょうか。

議 長 事務局。

事 務 局 トータルで見るとというのは自然な考え方かも知れませんが、事務局としてはやはり個別に議案審議するということが原則かなと思います。トータルで見て同じ譲受人だからダメということであれば、以前に許可した案件が間違っていたのではないかというような考えになってくるのではと思います。あくまで出てくる議案についての許可・不許可なのかなと思います。この議案についての場所は、玉蔵院で本人がまさに牛を飼育している場所で、所有権の移転が認められれば、まさにすぐさま利用するであろうと考えられる場所だと思います。加えて坂田委員がおっしゃったように所有者も大阪の方であります。

議 長 2番。

岩 谷 委 員 今事務局が言ったことは、違うと思う。去年の7月から議案が出されて、牛2頭に対して面積が大きいなということが今になって分かってきた話。当時承認してきたときはそんなことが分からなかったわけ。

議 長 18番。

西 委 員 ダブルスタンダードになったらダメだと思う。人情的には所有者が大阪の人より地元の人に移ったら良いと思うが、それを基準に考えたらダメ。判断の軸足を動かしたらダメだ。

事 務 局 長 事務局が言いましたように個別で判断することが本当は正しいと思います。それも分かるんですが今回の案件につきましては、今までの経過を踏まえる必要があるという皆さんの判断だろうと思いますので、今の段階では全て関連しているということから、全てトータルで判断するという事で良いのではと私は判断します。

議 長 ただいまの事務局長の判断は皆さんどうでしょうか。
お諮りをします。議案第36号については、保留ということで異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がございますので、保留ということに決定を致しました。
次へまいります。議案第37号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題とします。事務局提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 続きまして、現地調査報告をお願いします。

尾 鷲 委 員 4番、尾鷲です。

議 長 4番、尾鷲委員。

尾 鷲 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの趣旨説明並びに現地調査委員の報告について、質疑があれば伺います。質疑のある方ございませんか。

(なしの声)

質疑が無いようですので、質疑を打ち切ります。本案は原案通り承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声多数により本案は承認可決されました。
次にまいります。議案第38号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 続きまして現地調査委員の報告をお願いします。

平 崎 委 員 21番。

議 長 21番、平崎委員。

平 崎 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それではただいまの事務局の趣旨説明並びに現地調査委員の報告について、質疑ございませんか。
22番、吉井委員。

吉 井 委 員 22番、吉井です。先程事務局から説明がありましたとおり、譲受人の年齢は77歳ということで、譲り受けたけども耕作できなくて、土地が荒れてしまうということはないでしょうか。

議 長 事務局。

事 務 局 現地調査委員の報告にもありましたように、宮田の方の自宅に隣接している2筆については、まだ所有権の移転は済んでおりませんが、譲受人がすでに現在も野菜等を耕作しております。そして堂田の2筆について現在は耕作放棄地となっており荒れた状態となっておりますが、田ということで一応稲作ということで申請がきております。そちらの方はすぐに耕作できるかどうかわかりませんが、所有権を移転して少なくとも今より悪い状態になることはないだろうと事務局では考えております。

議 長 よろしいですか、他にございませんか。6番、吉川委員。

吉 川 委 員 譲受人のことを個人的に知っていますが、後継者がおられるかどうかわからないですが、まずあと10年くらいは元気に耕作されるだろうと思います。元気な方なので。

議 長 19番、西委員。

西 委 員 都会へ行ってしまっている方はどうしても管理不足というか、耕作もそうですけど難しい面があって、手が届かないケースが多い。ですのでこのような案件については、できるだけ地元の方へという方が良いと思いますので、賛成したいと思います。

議 長 他にありませんか。他に質疑がないようですので、お諮りを致します。本案については原案通り承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声多数につき、本案については原案通り承認することに決定致しました。次へまいります。議案第39号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 続きまして現地調査委員の報告をお願いします。

赤 埴 委 員 1番。

議 長 1番、赤埴委員。

赤 埴 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それではただいまの事務局からの趣旨説明並びに現地調査委員の報告について、質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしの声がございますので、質疑を打ち切ります。それではお諮りをします。本案については原案通り承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声多数につき、本案については原案通り承認することに決定致しました。次へまいります。議案第40号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 続きまして現地調査委員の報告をお願いします。

尾鷲委員 4番、尾鷲です。

議長 4番、尾鷲委員。

尾鷲委員 (担当委員の現地調査説明等)

議長 ありがとうございます。それではただいまの事務局からの趣旨説明並びに現地調査委員の報告について質疑があれば伺います。質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 なしの声がございますので、質疑を打ち切ります。それではお諮りをします。本案については原案通り承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声多数につき、本案については原案通り承認することに決定致しました。以上を持ちまして、本日予定しておりました議案は全て終了致しました。

続きましてその他の項にまいります。事務局から特に何もないそうですので、委員の皆さんの方から何かございませんか。

(15番、角委員より農地における太陽光発電事業についての相談を行う(約5分間))

議長 以上を持ちまして、第8回定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

午前11時45分 定例会終了